

## 奈良県市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会(「啓発連協」)

	電話番号	FAX番号	住所
奈良県市町村人権・同和問題 啓発活動推進本部連絡協議会(「啓発連協」)	0744-22-9611	0744-22-9711	〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302-1

## 市町村の人権相談窓口

各市町村の人権文化センター等においても、人権相談窓口が設けられています。  
また、役所・役場においても、月1・2回程度特設人権相談所を設けているほか、女性相談・青少年相談など相談内容に応じた窓口を開設しているところもありますので、おたずねください。

2022(令和4)年7月現在

相談先名	電話番号	FAX番号	相談先名	電話番号	FAX番号
奈良市(共生社会推進課)	0742-34-4733	0742-34-5304	曾爾村 (曾爾ふれあいセンター)	0745-94-2731	0745-94-2731
大和高田市(人権施策課)	0745-22-1101	0745-52-2801	御杖村(総務課)	0745-95-2001	0745-95-6800
大和郡山市 (人権施策推進課)	0743-53-1151	0743-53-1211	高取町(住民課)	0744-52-3334	0744-52-4063
天理市(人権センター)	0743-65-0130	0743-65-3872	明日香村(住民課)	0744-54-2001	0744-54-2440
橿原市(人権政策課)	0744-21-1090	0744-47-2351	上牧町(社会教育課)	0745-76-2532	0745-76-1199
桜井市(人権施策課)	0744-42-9111	0744-42-1747	王寺町(住民課)	0745-73-2001	0745-73-6311
五條市(人権施策課)	0747-25-1137	0747-24-4003	広陵町 (協働のまちづくり推進課)	0745-55-1001	0745-55-1009
御所市(人権施策課)	0745-65-2210	0745-65-2207	河合町(心の交流センター)	0745-56-5196	0745-56-4480
生駒市(人権施策課)	0743-74-1111	0743-74-9100	吉野町(町民税務課)	0746-32-3081	0746-32-3507
香芝市(市民協働課)	0745-76-2001	0745-78-3830	大淀町(人権施策推進室)	0747-52-5542	0747-52-5504
葛城市(人権政策課)	0745-69-3001	0745-69-6456	下市町(総務課)	0747-52-0001	0747-54-5055
宇陀市(人権推進課)	0745-82-2147	0745-82-7234	黒滝村(住民生活課)	0747-62-2031	0747-62-2569
山添村(人権啓発室)	0743-85-0041	0743-85-0219	天川村(住民課)	0747-63-0321	0747-63-0329
平群町(総務防災課)	0745-45-1001	0745-45-6619	野迫川村(住民課)	0747-37-2101	0747-37-2107
三郷町(住民福祉課)	0745-43-7321	0745-32-3768	十津川村(住民課)	0746-62-0900	0746-62-0580
斑鳩町(住民課)	0745-74-1001	0745-74-1011	下北山村(住民課)	07468-6-0001	07468-6-0377
安堵町(総合政策課)	0743-57-1511	0743-57-1526	上北山村(住民課)	07468-2-0001	07468-3-0265
川西町(住民保険課)	0745-44-2611	0745-44-4780	川上村(住民課)	0746-52-0111	0746-52-0345
三宅町(人権センター)	0745-43-0656	0745-43-0870	東吉野村(住民福祉課)	0746-42-0441	0746-42-1255
田原本町(総合窓口課)	0744-32-2901	0744-32-2977			

## てんいち先生 と ひかりちゃん

てんいち先生とひかりちゃんは1997年に市町村人権・同和問題啓発活動推進本部連絡協議会(「啓発連協」)の「人権4コマまんが てんいち先生」から生まれたキャラクターです。各市町村で毎月発行されている広報紙に掲載しています。毎回テーマを変え、「人権」にかかわる課題をみんなで考えようとの思いの「人権まんが」です。

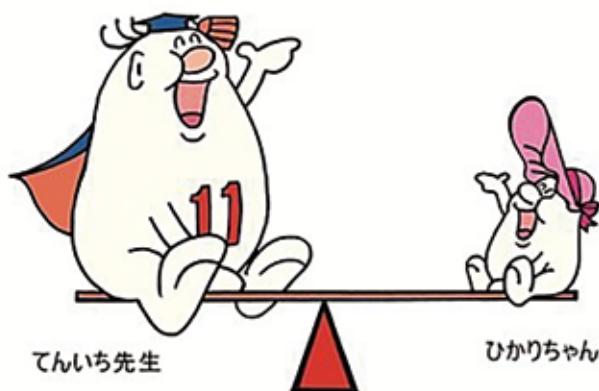
みなさんも「人権4コマまんが てんいち先生」に注目してください。

### 「てんいち先生」と「ひかりちゃん」とは？

「てんいち先生」は、「啓発連協」のオリジナル人権キャラクターです。名前の「てんいち」は、毎月11日は「人権を確かめあう日」の11日を記念して名づけられました。「10(英語のテン)と1(イチ)」をシンボル化したものです。

「ひかりちゃん」はてんいち先生と一緒に「4コマまんが」に登場する「啓発連協」オリジナル人権キャラクターです。2000年10月に奈良県や全国のみなさんからご応募いただいた中から「ひかりちゃん」が

選ばれ名づけられました。「人の世に熱あれ、人間に光あれ」の水平社宣言の「光＝ひかり」を意味しながら、人権の世紀21世紀に輝く「ひかり」になるよう、「てんいち先生」と一緒に活躍しています。



## 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について —差別や偏見をなくしましょう—

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、感染された方をはじめ、医療従事者やそのご家族、その方々が属する施設・機関などに対する差別的な言動や、SNSでの誹謗中傷、また、ワクチン接種に関する差別など、人権を侵害する事象が見受けられます。

いかなる場合でも、差別、偏見、いじめなどは決して許されるものではありません。

県民のみなさまには、新型コロナウイルス感染症に関連する憶測、デマ、不確かな情報に惑わされず、人権侵害につながることをないよう、行政機関の提供する正確な情報に基づき、冷静に行動していただきますようお願いいたします。

## 「人権週間」が始まります

昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において「世界人権宣言」が採択されました。

国際連合は、世界人権宣言採択を記念して、12月10日を「人権デー (Human Rights Day)」と決めました。

日本では、世界人権宣言が採択された翌年の昭和24(1949)年以来、「人権デー」を最終日とする1週間は「人権週間」と定め、世界人権宣言の意義を訴えるとともに人権尊重思想の普及高揚に努めています。

### 世界人権宣言とは？

20世紀は、世界を巻き込んだ大戦が二度も起こり、特に第二次世界大戦中においては、特定の人種の迫害、大量虐殺など、人権侵害、人権抑圧が横行しました。このような経験から、人権問題は国際社会全体にかかわる問題であり、人権の保障が世界平和の基礎であるという考え方が主流になってきました。そこで、昭和23(1948)年12月10日、第3回国際連合総会において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として、「世界人権宣言」が採択されました。

世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。この宣言は、すべての人々が持っている市民的、政治的、経済的、社会的、文化的分野にわたる多くの権利を内容とし、前文と30の条文からなっており、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられ、世界各国に強い影響を及ぼしています。



## 奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口

TEL : 0742-27-8726  
FAX : 0742-27-8721

月曜から金曜 8:30 ~ 17:15  
(祝日・年末年始を除く)

### ◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることはありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK

